

## 資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名  
株式会社橋本組(静岡県焼津市本町2-2-1)[1000011378]

2. 資格登録停止措置の期間  
令和6年11月6日 ~ 令和7年1月5日(2か月)

3. 資格登録停止措置の地域  
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域

### 4. 事実概要

当該資格登録者は、焼津市発注の「令和元年度焼津市ターントクルこども館建設工事(債務負担行為)(建築工事)」において、柱の打設位置のずれを補正するために、公共建築工事標準仕様書に基づかない塗厚、工法によりモルタルを施工し、供用後モルタルの一部が剥落する事故を生じさせる粗雑工事を行った。また、発注者へは、設計図書のとおり施工したかのような虚偽の施工図等を提出した。このことが建設業法28条第1項第2号に該当するとして、令和6年9月3日、中部地方整備局長から営業停止処分を受けた。

### 5. 資格停止措置理由

資格登録者である上記事業者が、過失により工事・調査等を粗雑にしたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第3号(過失による粗雑工事・調査等)の措置要件に該当する。

### <資格登録要領別表11>

| 措置要件  | 期間                             |
|---|--------------------------------|
| (過失による粗雑工事・調査等)<br>3 会社以外の者の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、過失により工事・調査等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。 | 発生地域について<br>当該認定をした日から1月以上3月以内 |

### ○問合せ先

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)